

令和 4 年 1 月 21 日
総合政策局情報政策課

建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る再発防止策及び 統計の遡及改定に向けた検討体制の設置について

今月 14 日に国土交通大臣に報告された「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会」による調査報告書を受けた、総理指示及び国土交通大臣の指示のもと、以下の 2 つの会議体を、1 月 20 日（木）に設置しました。

- ・「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る再発防止策検討・国土交通省所管統計検証タスクフォース」
：建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る再発防止策の検討や、国土交通省の所管統計の検証等
- ・「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る遡及改定に関する検討会議」
：建設工事受注動態統計調査を適正な姿に遡及改定するため、調査票の精査手法や推計手法等について、客観的かつ統計技術的な観点から妥当な方法等について検討

国土交通省の総力を挙げて、国土交通省所管の統計の信頼確保に向け、取り組んでまいります。

問い合わせ先：国土交通省総合政策局情報政策課
中村（内線 2 8 - 4 2 2）、片境（内線 2 8 - 6 3 2）
代表 0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1
直通 0 3 - 5 2 5 3 - 8 3 3 9
FAX 0 3 - 5 2 5 3 - 1 5 6 7

建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る再発防止策検討・
国土交通省所管統計検証タスクフォースの設置について

令和4年1月20日設置

1. 今般の建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る再発防止策を検討するとともに、国土交通省所管統計の検証を行い、国土交通省の総力を挙げて、国土交通省所管統計の抜本的な改革を強力に推進するため、建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る再発防止策検討・国土交通省所管統計検証タスクフォース（以下「再発防止・統計検証タスクフォース」という。）を設置する。
2. 再発防止・統計検証タスクフォースの構成員は、別紙1のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
3. 再発防止・統計検証タスクフォースを補佐するため、関係局の課長等（別紙2）を幹事とする幹事会を設置する。
4. 再発防止・統計検証タスクフォースの庶務は、大臣官房総括監察官室、総合政策局総務課、総合政策局政策課及び総合政策局情報政策課において処理する。
5. 前各号に定めるもののほか、再発防止・統計検証タスクフォースの運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、令和4年1月20日から施行する。

建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る再発防止策検討・
国土交通省所管統計検証タスクフォース
構成員

(座長) 国土交通事務次官
(副座長) 国土交通審議官
国土交通審議官
(構成員) 技監
大臣官房長
大臣官房総括審議官
大臣官房総括審議官
大臣官房技術総括審議官
大臣官房政策立案総括審議官
大臣官房公共交通・物流政策審議官
大臣官房土地政策審議官
大臣官房公文書監理官
大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官
大臣官房技術審議官
大臣官房総括監察官
総合政策局長
不動産・建設経済局長
都市局長
水管理・国土保全局長
道路局長
住宅局長
鉄道局長
海事局長
港湾局長
航空局長
北海道局長
政策統括官
政策統括官
観光庁長官

顧問有識者

亀井善太郎 (PHP総研主席研究員、立教大学大学院特任教授)
岸秀光 (弁護士・元名古屋地検特別捜査部長)
舟岡史雄 (信州大学名誉教授)
和田希志子 (弁護士 ふじ合同法律事務所 第一東京弁護士会
副会長)

※今後、顧問有識者の追加があり得る。

建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る再発防止策検討・
国土交通省所管統計検証タスクフォース幹事会
構成員

- (幹事長) 大臣官房総括監察官
(副幹事長) 大臣官房総務課長
総合政策局政策課長
総合政策局情報政策課長
(構成員) 大臣官房人事課長
大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
総合政策局総務課長
総合政策局交通政策課長
総合政策局技術政策課長
不動産・建設経済局総務課長
不動産・建設経済局土地政策課長
都市局総務課長
水管理・国土保全局総務課長
道路局総務課長
住宅局総務課長
鉄道局総務課長
海事局総務課長
港湾局総務課長
航空局総務課長
北海道局総務課長
政策評価官
観光庁総務課長

建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る
遡及改定に関する検討会議の設置について

令和4年1月20日設置

1. 今般の建設工事受注動態統計調査に係る事案においては、二重計上等の不適切な処理が行われており、本統計調査を適正な姿に遡及改定することが必要である。
本統計調査の遡及改定にあたり、二重計上等の影響を排除した数値に改定するための調査票の精査手法や推計手法等について、客観的かつ統計技術的な観点から妥当な方法等について検討を行うため、建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る遡及改定に関する検討会議（以下「遡及改定検討会議」）を設置する。
2. 遡及改定検討会議の構成員は、別紙1のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めたときは、構成員を追加することができる。
3. 遡及改定検討会議の庶務は、総合政策局情報政策課建設経済統計調査室において処理する。
4. 前各号に定めるもののほか、遡及改定検討会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

附則

この要綱は、令和4年1月20日から施行する。

建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る
遡及改定に関する検討会議構成員

- (座長) 美添 泰人 (青山学院大学名誉教授)
- 稲葉 由之 (青山学院大学経営学部教授)
- 川崎 玉恵 (東京理科大学理学部第一部特別講師)
- 西郷 浩 (早稲田大学政治経済学術院教授)
- 土屋 隆裕 (横浜市立大学データサイエンス学部教授)
- 樋田 勉 (獨協大学経済学部教授)
- 舟岡 史雄 (信州大学名誉教授)

※今後、構成員の追加があり得る。